

補装具費支給制度・利用ハンドブック

「補装具費支給制度」 をご存知ですか？

義肢や装具、車椅子、補聴器、視覚障害者安
全つえ、意思伝達装置など、身体障害者の
方々が日常生活を送るために必要な「補装
具」の購入費の支給が受けられる「補装具費
支給制度」をご存知ですか？

このハンドブックでは、制度の内容などにつ
いてご紹介しています。



① 補装具とは？

義肢、装具、車椅子、視覚障害者安全つえ、補聴器などの「補装具」は、障害者・児や難病患者などの身体機能を補完・代替する用具です。

この補装具の購入費用の支給を受けることのできる「補装具費支給制度」は、「障害者総合支援法」に基づいています。

<補装具の例>



- ・義肢（義手及び義足のこと）
- ・装具（四肢・体幹の機能障害の軽減のための器具）
- ・車椅子
- ・視覚障害者安全つえ（白杖）
- ・補聴器（聴覚障害者用）

【参考】日常生活用具との違い

補装具と似たものに『日常生活用具』があります。『日常生活用具給付等事業』は、在宅の障害者支援のための事業で、障害者・児及び難病患者などが受給できます。

<日常生活用具の一例>

- ・特殊寝台（傾斜角度や高さの調節ができる電動ベッド）
- ・移動用リフト（自力で移動できない人を吊り上げて移動を補助する器具）
- ・人工咽頭（自力で発声できない人の発声を補助する器具）

知っておいて
ください♪



【解説】障害者総合支援法

障害者自立支援法の改正法として平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。障害者が尊厳を持って日常生活を送ることができるように、必要となる障害福祉サービスや地域生活支援事業を充実させることを目的とし、障害の有無にかかわらず共に生きる社会の実現を目指しています。

<概要>

自立支援給付として、介護給付費、訓練等給付費、高額障害福祉サービス費、自立支援医療費、療養介護医療費、補装具費等の支給が行われます。また、地域生活支援事業として、市町村が障害者等からの相談に応じたり、意思疎通や移動の支援を行ったりすることなどを定めています。

② 補装具費支給制度を受けるには

「補装具費支給制度」を受けるには、次のような要件がありますので、チェックしておきましょう！

(1) 対象者

以下に該当し、補装具の購入・修理が必要な方が対象です。

- ・身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者等
- ・障害者総合支援法の対象となる難病患者



(2) 申請窓口

お住まいの市区町村

(3) 申請に必要なもの 注) 様式などは自治体により異なる場合があります

- ・補装具費支給申請書(自治体の様式があります。窓口に確認しましょう)
- ・補装具費支給意見書(自治体の様式がありますので、事前にご相談をお願いいたします。)
- ・身体障害者手帳(難病患者等は特定医療費(指定難病)受給者証)
- ・その他、本人確認書類など

※補装具費支給意見書は、疾病・障害名、補装具名、必要性和使用効果、社会生活要件等の内容を記載するもので、支給の根拠となります。

(4) 費用負担

原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて負担上限額があります。

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	住民税非課税世帯	0円
一般	住民税課税世帯	37,200円

(5) 個数

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個ですが、特に使い分けが必要と認められた場合は、2個とすることができます。また、修理期間中の代替用については、支給の対象となりません。

③ 補装具費支給までのながれ

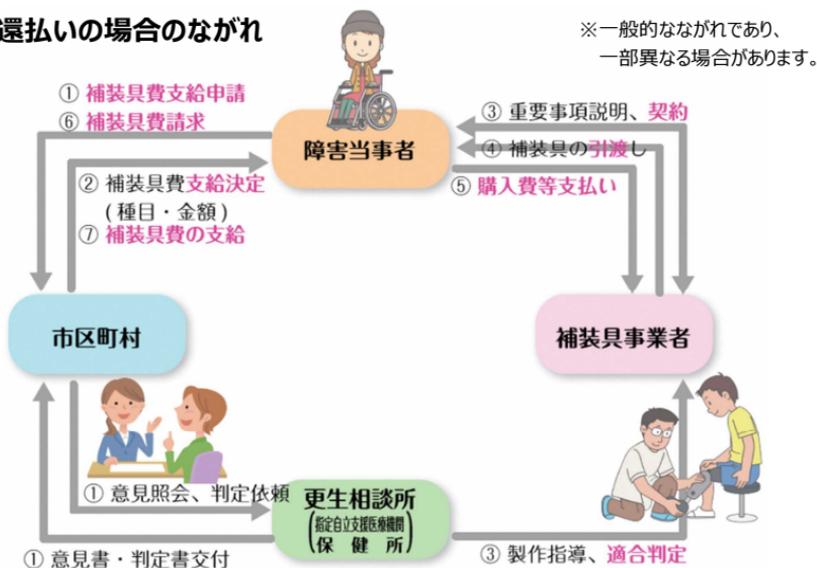
補装具費支給を受けるには、以下のようなながれで申請を行います。

■ 償還払いの場合のながれ

償還払いは、申請した補装具の費用を先に申請者が補装具事業者支払い、領収書などを提出した後、費用が支給されるながれとなっており、原則このながれで支払われます。

- ① **補装具費支給申請**：市区町村で申請手続きを行います（医師に補装具費支給意見書を作成してもらうことが必要です）
- ② **支給決定**：指定日時に更生相談所に直接来所して、要否判定によって「支給決定」を受けることとなります
※申請時に提出する補装具費支給意見書により判断する書類判定もあります。
- ③ **契約**：支給決定後、補装具事業者に補装具費支給券を提示し、重要事項の説明を受け、契約を結びます
- ④ **補装具の引渡し**：適合判定を受けた補装具の引渡しを受けます
- ⑤ **購入費等支払い**：補装具事業者に購入費等を支払い、領収証を受け取ります
- ⑥ **補装具費を請求**：市区町村に領収証と補装具費支給券を添えて補装具費を請求します
- ⑦ **補装具費支給**：市区町村から後日補装具費が支給されます

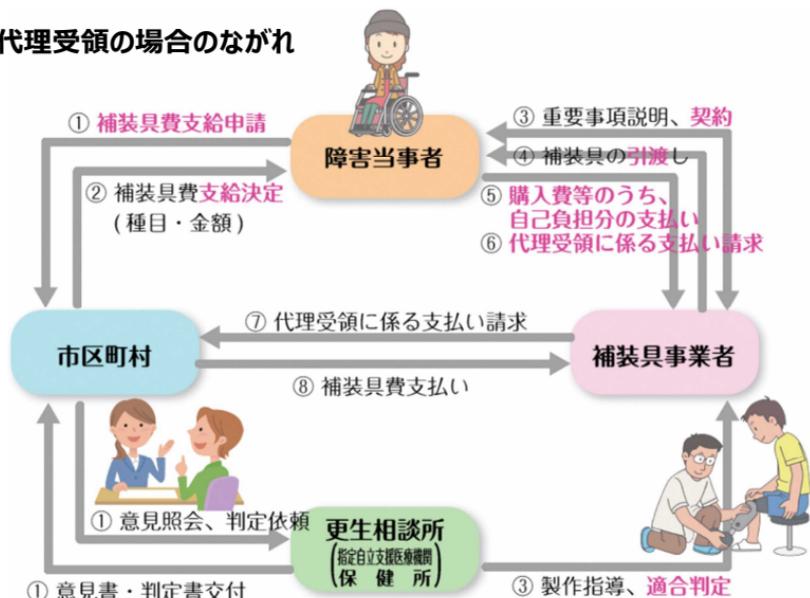
償還払いの場合のながれ



■ 代理受領の場合のながれ

償還払いが原則ですが、申請者の利便性に応じて、代理受領という方法もあります。補装具購入費のうち自己負担分のみ申請者が補装具事業者に支払い、制度で支払われる費用については、補装具事業者から市区町村に請求・支給がされます。

代理受領の場合のながれ



※みどり市では、代理受領の方法を採用しております。

④ 対象となる補装具の種目

補装具費支給制度の対象となる補装具は、種目、購入基準価格、耐用年数が決められています。

年度によって異なる場合があります。厚生労働省のホームページなどに掲載されていますので、確認してください。

⑤ 補装具費支給制度利用の注意事項など

(1) 注意事項

- 治療や訓練のための**治療用装具は補装具費の支給対象とはなりません**。(例：訓練用仮義足、歩行訓練用短下肢装具等)
- 補装具の支給を受ける制度はいくつかありますが、補装具費支給制度は以下に挙げた他の制度が優先されます。
 - ア.労働者災害補償保険法、国家・地方公務員災害補償法 等
 - イ.自動車損害賠償保障法
 - ウ.戦傷病者特別援護法
 - エ.介護保険法
- **障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合**（本人又は世帯員のうち住民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合）には**補装具費の支給対象外**となります。

(2) 修理・再支給・借受けについて

① 修理

・補装具費支給制度は修理にも利用することができます。購入と同様の申請が必要です。

② 再支給（再購入）

・補装具の耐用年数が過ぎると、再支給を受けることができます。
・耐用年数内でも、障害状況の変化等で使えなくなった場合などは、再支給を受けることができます。一方、耐用年数が過ぎても修理等により使用できる場合は、修理費の支給対象となります。

③ 借受け（レンタル）

・以下に挙げる補装具の場合で、以下のア～ウのいずれかに当てはまる場合には、借受けが認められる場合があります。

<補装具の種目>

義肢、装具、座位保持装置の完成用部品、歩行器、重度障害者用意思伝達装置の本体、座位保持椅子

借受けの要件

- ア.成長に伴い短期間で交換が必要な場合
- イ.障害の進行により、短期間の利用が想定される場合
- ウ.購入前に、比較検討が必要な場合



⑥ よくあるご質問



Q.補装具の価格が、基準額を超える場合の扱いについて教えてください

A.補装具費支給制度では、種目ごとに購入基準額が決められています。装具としての支給要件を満たしても、使用者本人が希望するデザインを選んだことで基準額を超える場合は、基準額との差額を本人が負担することができます。また、基準額以上の高額な製品や完成用部品を選択する場合は、「特例補装具」となり、判定に当たってはその必要性について明確な理由（障害の状況や生活環境など）が求められます。

Q.接判定と書類判定の違いについて教えてください

A.支給決定に至るまでの処理には、補装具の種目により更生相談所での直接判定及び意見書による書類判定、市町村による決定の3種類があります。下表は一例です。自治体により異なる場合がありますので、お問合せ下さい。

判定方法	種目
直接判定	義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子
書類判定	補聴器、車椅子(オーダーメイド)、重度障害者用意思伝達装置
市町村決定	義眼、眼鏡(矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用)、車椅子(レディメイド)、歩行器、視覚障害者安全つえ及び歩行補助つえ(一本つえを除く)

Q.居住地特例とはどのようなものですか？

A.補装具費支給制度の申請は、申請者の居住地とすることが原則ですが、例外として、制度利用をしているときに、住民票の移動があった場合に元の居住地での申請を続けられる特例制度のある自治体もあります。自治体によって異なりますので、お問合せ下さい。

まずは、
お住まいの市区町村の
担当窓口
にご相談ください



みどり市役所 社会福祉課 障害福祉係

TEL : 0277-76-0975

FAX : 0277-76-9089

※さらに詳しい「詳細ガイド」もあります

このリーフレットの内容を詳細に紹介している
「補装具費支給制度・利用詳細ガイド」が
あります。右のQRコードで見ることができます。



発行 : 「補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討会」(厚生労働省障害者総合推進事業) / 事務局・社会システム(株)